

議案第 5 5 号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和 3 4 年杉並区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料の減免の特例）

第 1 2 条 第 2 4 条第 1 項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該納付義務者に対し、保険料（令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であつて、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限（特別徴収の方法によつて徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。

（1） 新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負つた場合

（2） 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれる場合

2 第 2 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による保険料の減免について準用する。この場合において、同条第 2 項中「納期限まで」とあるのは、「納期限（これにより難い特別の事情があると認める場合には、区長が別に定める日）まで」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減免の特例を定める必要がある。